

宮崎県工業技術センター開放実験室使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県工業技術センター（以下「センター」という。）に設置された開放実験室の使用に関し、その適正かつ円滑な運営のために必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 開放実験室の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年3月29日宮崎県条例第9号）（以下「条例」という。）で定める開放実験室使用料を納めなければならない。

2 開放実験室使用料の支払いは毎月末日払いとし、別記様式1の開放実験室使用料支払書に宮崎県収入証紙を貼付して支払うものとする。

3 使用者がセンター及び宮崎県食品開発センターの研究機器・設備を使用する場合は、条例で定める使用料を納めなければならない。

(電気料金等)

第3条 使用者は、開放実験室の使用に伴う電気料金、電話料金及び通信料金を負担するものとする。

(原材料等)

第4条 開放実験室での試験研究に必要な原材料及び消耗品等については、使用者が負担しなければならない。

(使用制限)

第5条 使用者は、次の各号に該当することを行ってはならない。

(1) 災害事故を引き起こす恐れのある有害な微生物や危険な薬品等の持ち込み及びそれらを取り扱う実験

(2) 放射線障害事故を引き起こす恐れのある放射性同位元素を取り扱う実験

(3) 環境問題を引き起こす恐れのある有害物質を外部に排出する可能性のある実験

(4) その他関係法令に違反する実験

(薬品等の管理)

第6条 消防法等の関係法規で規制を受ける薬品、高圧ガス、劇毒物等の使用・管理については、関係法令を遵守するものとする。

(鍵の保管等)

第7条 開放実験室の鍵は、中央監視室で保管することを原則とする。

2 使用者が鍵を紛失したときは、速やかに申し出た上、実費を弁償しなければならない。

(研究開発機器)

第8条 使用者は、自ら使用する研究開発機器や什器類を開放実験室に搬入又は搬出する場合には、あらかじめ所長に、別記様式2の研究開発機器等搬入（搬出）届を提出しなければならない。

(使用上の注意事項)

第9条 使用者は、関係法令に従って、業務に伴って発生する全ての実験廃棄物を処理する責務を負う。また、開放実験室内の清掃は使用者が行い、紙屑などの一般廃棄物は指定の場所に収納・保管しなければならない。

2 使用者は、開放実験室から退出するときには、電気、水道、ガスの元栓を閉じ、安全を確認しなければならない。

3 使用者は、センターが実施する防災訓練など関係法令に基づく教育訓練に参加しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者の責めに帰すべき理由により開放実験室及び備え付け設備を、損傷又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

2 使用者が不慮の事故により身体に損傷を受けた場合、センターはその責めを負わないものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、開放実験室の使用に当たって必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

